

輪島市建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、輪島市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成18年輪島市告示第9号。以下「選定要綱」という。)別表第1の1備考第1号に規定する主観的事項の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 主観的事項の審査等の対象者は、請負業者有資格者名簿に登載された者で、輪島市内に主たる営業所を有する建設業者とする。

(審査)

第3条 主観的事項の審査は、選定要綱別表第2に掲げる評価項目について行うものとする。

2 主観的事項の審査を受けようとする者は、主観的事項審査申請書(別記様式)(以下第4項において「申請書」という。)に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申請期間は、土曜日、日曜日及び休日を除く毎年1月4日から3月31日までとする。

4 審査の基準となる日は、申請書を提出する日の属する年度の12月31日とする。

(評価)

第4条 主観的事項の評価は、選定要綱別表第2に基づく各評価項目の算定方法により算出した評点(以下この条において「主観点数」という。)により行うものとする。

2 主観点数は、全ての申請業種に加点するものとする。

3 主観点数の有効期間は、付与した年度限りとする。

(審査結果)

第5条 主観的事項の審査結果は、請負業者有資格者名簿と併せて公表する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

評価項目	添付書類
IS09001・IS014001 の 認証取得	公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)に認定されている審査登録機関又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し(日本語で記載されていない場合は、日本語訳を添付)
除雪協力	市と締結している契約書の写し
次世代育成雇用環境 の整備	一般事業主行動計画策定届(受付印のあるもの)の写し
障害者の雇用状況	<p>【常時雇用する労働者が 50 人以上の者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに提出している障害者雇用状況報告書の写し <p>【常時雇用する労働者が 49 人以下の者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者であることを証明するものの写し (障害者手帳、療育手帳、障害年金証書等) ・常時雇用を確認できるものの写し (健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等)
消防団員の雇用	雇用関係を証明するものの写し (健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等)
交通安全推進隊員の 雇用	雇用関係を証明するものの写し (健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等)
保護観察対象者等の 協力雇用主の登録	金沢保護観察所の証明書